

第 9 2 号議案

東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 2 月 2 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、幼稚園教育職員の期末手当の額を改定するため提出
します。

東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成
12年3月台東区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の25」を「100分の10」
に改め、同条第3項中「100分の25」を「100分の10」
に、「100分の10」を「100分の5」に改める。

第2条 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部
を次のように改正する。

第27条第2項本文中「100分の10」を「100分の2
5」に、「100分の112.5」を「100分の105」に、
「100分の117.5」を「100分の110」に改め、同
項ただし書中「100分の10」を「100分の25」に、「1
00分の92.5」を「100分の85」に、「100分の97.
5」を「100分の90」に改め、同条第3項中「100分の
10」を「100分の25」に、「100分の5」と、「100
分の112.5」を「100分の10」と、「100分の105」
に、「100分の62.5」を「100分の60」に、「100
分の117.5」を「100分の110」に、「100分の67.
5」を「100分の65」に、「100分の92.5」を「10
0分の85」に、「100分の52.5」を「100分の50」
に、「100分の97.5」を「100分の90」に、「100
分の57.5」を「100分の55」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。